東京都福祉保健財団の今とこれからをお知らせする

ぶりっじ

vol.8
平成26年8月

「ぶりっじ」は、読者の皆様に、東京都福祉保健財団について知っていただき、より連携を深めていくための「架け橋」となるよう名付けました。

今号の内容

- 【特集】介護職員等によるたんの吸引等のための研修・登録受付等事業‥ 1・2
- 居宅サービス事業所の実地指導に取り組む保険者を支援します …… 3
- 高齢者の権利擁護と虐待対応「お役立ち帳」を作成しました …… 3
- 当財団が「めざす姿」を策定しました・事務所移転のお知らせ・新刊書籍のご案内 …… 4

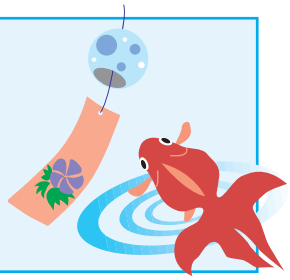

特集 介護職員等によるたんの吸引等のための研修・登録受付等事業

介護職員等によるたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」といいます。）が法制化されて、今年で3年目になります。当財団では、東京都から委託を受けて、法制化前の平成23年度から、たんの吸引等の実施のための研修を開催してきました。6月14日から始まった「第1回不特定多数の者対象の研修」を皮切りに、今年度も昨年度と同規模で研修を開催する予定です。

今回は、たんの吸引制度について、簡単な説明と併せ、当財団が実施している研修を紹介させていただきます。

制度について

なぜ・いつから始まったの？

平成23年度までは、介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきました。

しかし、将来にわたって、より安全な提供が行えるよう「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等の一定の条件を整えた上で、平成24年度から、たんの吸引等の行為が実施できることになりました。

対象となる医療行為はなんですか？

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる行為の範囲は

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

です。

研修について

実施主体は？

たんの吸引等の研修は、都道府県や都道府県の登録を受けた研修機関が行っています。当財団は、東京都から事業委託を受けて研修を開催しています。

▲当財団研修での講義風景

特集 ～介護職員等によるたんの吸引等のための研修・登録受付等事業～

申込みができる方は？

都内の事業所・施設で勤務する介護職員等が、事業所・施設の推薦を受けて、研修を受講することができます。

研修の種類は？

研修を修了した後に実施できる対象者や行為の違いにより、表1のように「不特定多数の者」対象の研修と、「特定の者」対象の研修の2つに分かれます。

<表1>

不特定多数の者対象			特定の者対象		
特別養護老人ホーム等において、たんの吸引等制度化された医療行為を適切にできる介護職員等を養成します。			居宅等において特定の者に対し、たんの吸引等の必要なケアをより安全に提供できる介護職員等を養成します。		
研修課程	講　義	50時間	研修課程	講　義	8時間
	演　習	3日間		演　習	1時間
	実地研修	施設等で制度化された医療行為を実施		実地研修	制度化された医療行為のうち、特定の者に対し必要なケアを実施

平成26年度の予定

当財団では、表2のとおり研修を予定しております。第2回「不特定多数の者」対象の研修は、現在募集中（8月12日まで）、第3回「特定の者」対象の研修については、今後募集を開始しますので、是非、お申込みください。

<表2>　平成26年度の予定

種類	回	実施時期
不特定	第1回	6月14日から12月下旬まで
	第2回	10月中旬から3月中旬まで（予定）
特定	第1回	7月14日から10月23日まで
	第2回	9月上旬から11月上旬まで（予定）
	第3回	1月中旬から3月中旬まで（予定）

※会場等の都合により変更になる場合があります。
※具体的な募集案内は財団HPに掲載されます。

▲当財団での演習風景

研修を受けたその後について

無事研修が修了し、研修修了証明書が届いた後は、以下に掲げる2つの手続きが必要です。

1 従事者認定

研修修了者の皆さんは、お住いの都道府県から従事者の認定を受けます。

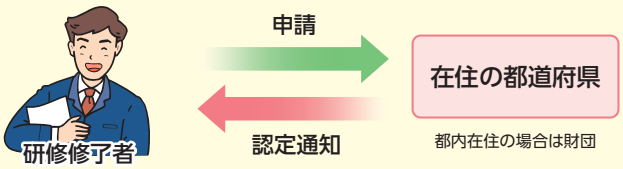

2 事業者登録

事業所・施設は、たんの吸引等に必要な体制が整っていることが確認できる書類を添付して都道府県に登録の申請をします。

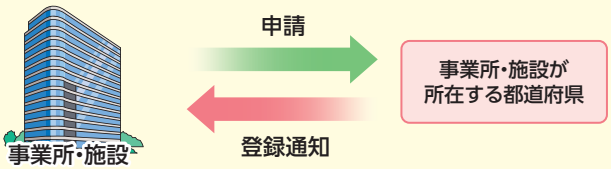

東京都での申請先は、表3のように分かれます。

<表3>

事業所・施設が指定を受けている法律	申請先
• 障害者総合支援法（介護保険と併せて指定を受けている場合も含む）	東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課
• 介護保険のみ	当財団

実際の提供は？

従事者認定・事業者登録を終了した後、医療関係者と連携して、安全に提供できる体制の中で、たんの吸引等を実施することができます。

より詳しく知りたい方へ

より詳細の情報については、当財団のHPをご覧ください。

http://www.fukushizaidan.jp/htm/038kaigo_kensyu/kaigo_kensyu_top.html

東京都福祉保健財団　たんの吸引　検索

福祉人材養成室　たんの吸引担当
☎03－3344－8629

居宅サービス事業所の実地指導に取り組む保険者を支援します

～指定市町村事務受託法人事業～

当財団は平成21年度から、介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人として、保険者（区市）が行う照会等事務の一部を受託し、保険者の実地指導を支援しています。今年度は35区市から463件のご依頼をいただき、居宅介護支援、訪問介護、通所介護、認知症高齢者グループホーム、福祉用具貸与の実地指導に調査員が同行しています。また、施設系（特養）の実地指導受託に向けた準備も進めています。

財団事業の特色

- 保険者の意向に沿った対応
- ケアマネジャー資格と実務経験を有する調査員に限定
- 実地指導現場では事業者の視点に寄り添った細やかなアドバイスを提供

実地指導を受けた事業所

小規模な事業所のため、日頃相談できる相手がいません。実地指導を受け、疑問が解消しました。また、実務についての理解も深まりました。

財団の調査員には専門的知識とスキルが求められますが、保険者アンケートの結果では、一定の評価をいただき、調査員の励みになっています。

今後とも保険者や事業者双方から信頼していただけるよう、調査員一同、自己研さんに努め、真摯に取り組んでまいります。

保険者アンケート（H25年9月調査）評価内容

実地指導の評価

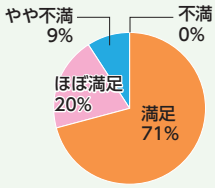

- 専門性が高く、指導が的確。
- 保険者職員の知識、技術の向上に役立っている。
- 事業者の質の向上や改善への取組等に役立っている。
- 事業者支援の視点に立った指導を行っている。
- 他の保険者との情報交換が参考になる。

など

運営支援室内　事業者指導・支援センター
☎03－3344－8516

高齢者の権利擁護と虐待対応「お役立ち帳」を作成しました

～高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業～

福祉人材養成室の高齢者権利擁護担当は、「高齢者権利擁護支援センター」として、主に高齢者虐待対応・防止に携わる区市町村・地域包括支援センター職員を対象とした、専門相談支援事業と研修事業（都の委託事業）を実施しています。

昨年度は、高齢者虐待の事例相談をはじめ、成年後見制度活用について等権利擁護全般に関する相談や、高齢者虐待対応・防止や権利擁護支援に必要な体制整備・人材育成に関する内容等、合計1,093件の専門相談がありました。年々、虐待対応等に求められる専門性は高くなり、複雑かつ高度な内容の相談が増加しています。そのような実態から、今年度は、新たな事業として「高齢者権利擁護に係る研修支援事業・調査研究事業」を実施し、高齢者の権利擁護推進の支援を強化しています。

平成25年度相談実績（相談総数：1,093件／相談内訳）

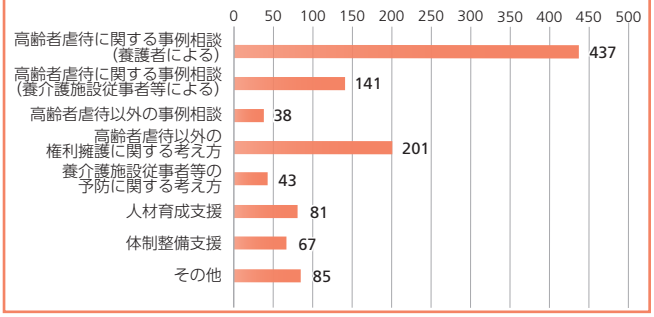

この度、本事業において「区市町村職員・地域包括支援センター職員 必携 高齢者の権利擁護・虐待対応お役立ち帳」を作成しました。この「お役立ち帳」は、区市町村・地域包括支援センター職員が行う、高齢者の権利擁護支援の「拠り所」となるべく、基本となる知識や情報を確認できるよう、国・都道府県・専門職団体が発行しているマニュアル・手引き等を中心に、高齢者虐待対応・防止のポイントをテーマ別に整理しまとめた、「読めばポイントが理解できる、役立つ参考資料集」です。

都内の区市町村担当部署及び地域包括支援センター・在宅介護支援センターに配布するとともに、研修教材として活用してまいります。また、財団ホームページからダウンロードができるようにし、より多くの方にお役立ていただけるよう、配布の準備をしていく予定です。

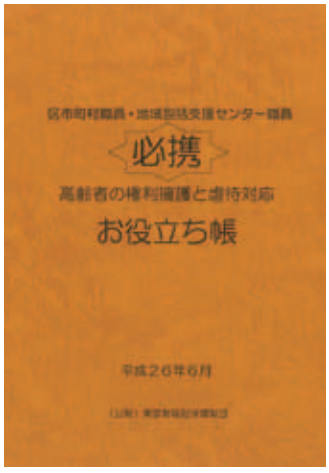

▲【区市町村職員・地域包括支援センター職員 必携 高齢者の権利擁護と虐待対応お役立ち帳】

福祉人材養成室　高齢者権利擁護支援センター
☎03－3344－8628

当財団が「めざす姿」を策定しました

本部事務所の移転を契機として、当財団を都民や事業者等により広くアピールできるよう、「東京都福祉保健財団がめざす姿」を策定しました。これは、財団の現状・課題や存在意義、目指すべき職員像等を改めて議論して、分かりやすい言葉でとりまとめたものです。

新しい事務所で心機一転、福祉保健医療を必要とするすべての都民のみなさんの幸せと安心、笑顔のために、全力を尽くしていきます。引き続き、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願いします。

わたしたちがめざすもの

みんなの笑顔のために

東京都福祉保健財団は公益財団法人として、福祉保健医療を必要とするすべての都民のみなさんの幸せと安心、笑顔をめざします。

わたしたちの取り組み

みんなの声を集めてチャレンジし、新しい価値を生み出し続けます。

わたしたちは、これまで培った経験や知識を最大限活かし、変わり続ける社会の中で、都民や事業者のみなさんのニーズをしっかりとつかみ、新しいアイディアをどんどん形にしていきます。

わたしたちの行動宣言

わたしたちは責任と誇りをもって誠実に行動します。

都民のみなさんに対する責任と、福祉保健医療分野のプロとしての誇りをもって、法令を遵守し、高い倫理観と社会的良識にもとづいて行動します。

わたしたちはひとりひとりの声を大切にします。

都民や事業者、関係機関のみなさんの声に職員ひとりひとりがしっかりと耳を傾け、アイディアを出し合い、事業の改善や新たなサービスの創造につなげていきます。

わたしたちはプロ意識をもって自己研さんにはげみます。

職員ひとりひとりが社会の動きを的確につかみ、福祉保健医療分野における最新の情報を常に備え、発想力と創造力を磨きます。

わたしたちはチーム力とコミュニケーション力でみんなの笑顔を実現します。

チーム力とコミュニケーション力でいきいきとした活発な組織をつくります。都民や事業者のみなさんと、東京都をはじめとする関係機関をつなげ、みんなの力を集め、みんなの笑顔を実現します。

事務所移転のお知らせ

このたび、当財団の事務所を、以下のとおり移転しましたので、御案内申し上げます。

移転後の業務開始日　平成26年7月22日（火）

新所在地　〒163－0718
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
小田急第一生命ビル　18階、19階
☎03－3344－8511（代表）

※各事業の連絡先については、
財団ホームページに掲載しております。

財団ホームページ：　東京都福祉保健財団　検索

【案内図】

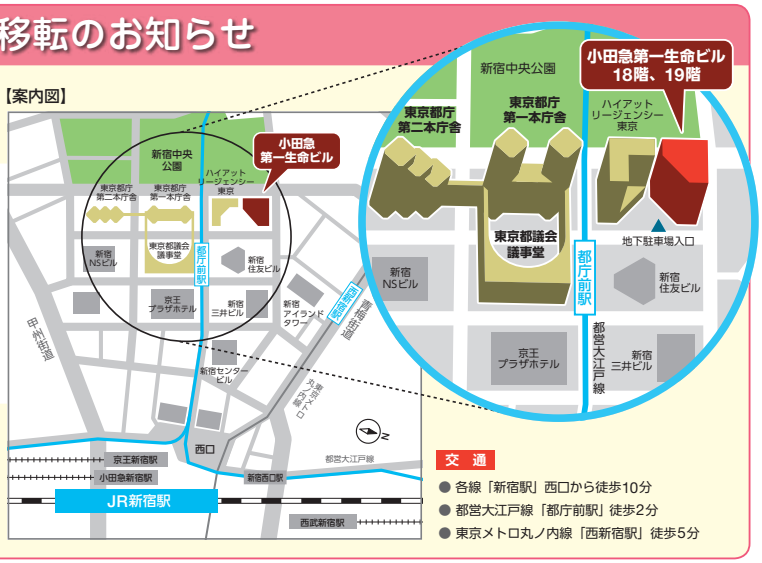

交　通
- 各線「新宿駅」西口から徒歩10分
- 都営大江戸線「都庁前駅」徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」徒歩5分

新刊書籍のご案内

介護保険サービス指定基準と介護報酬（平成26年度介護報酬改定対応）

A4判／282頁　**定価1,200円+税**

平成26年4月からの消費税率改正に伴い、平成24年度改正対応版の第3章介護報酬（関係告示・単位数）関係及び第4章資料編を中心に最新の情報に基づき改訂しました。

本書では、指定（介護予防）訪問介護、指定（介護予防）通所介護及び指定居宅介護支援に関する指定基準（人員・設備・運営各基準）及び介護報酬算定上の要件などをわかりやすく掲載しています。

※ご購入にあたっては、当財団ホームページ内「出版物のご案内」をご覧ください。

ぶりっじ Vol.8
平成26年8月発行

編集・発行　公益財団法人東京都福祉保健財団　経営部
〒163－0718　東京都新宿区西新宿二丁目7番1号　小田急第一生命ビル18階
☎03－3344－8511（代）
ホームページ　http://www.fukushizaidan.jp/　東京都福祉保健財団　検索